

熊本県知事選挙

3月27日(日)

午前7時～午後8時

問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎ 30-1663

任期満了による熊本県知事選挙は、3月10日(休)に告示され、3月27日(日)に市内93カ所で投票が行われます。

◆ 選挙人名簿に登録された人が投票できます

県知事選挙における八代市の選挙人名簿に登録されている人は、次の要件に該当する人です。

- ① 日本国民である
 - ② 平成8年3月28日以前生まれである
 - ③ 八代市に平成27年12月9日以前に住居票の登録をし、引き続き3カ月以上居住している
- ※転入届を平成27年12月10日以降にした人は、八代市の選挙人名簿には登録されません。

◆ 八代市から転出した人

八代市から県内の市町村に転出(一回に限る)した人で、3カ月以上現住所(転出先)に住居していない人は、八代市の選挙人名簿に登録されていれば、八代市で投票ができます。

ただし、市区町村長が発行する「県内に住所を有する旨の証明書」を投票所に持参する必要があります。

◆ 八代市内で転居した人

3月4日までに住民異動届けをした人は、新しい住所地の投票所で投票できます。その後、異動届けをした場合は、前住所地の投票所で投票することになります。

◆ 入場券

八代市で投票できる人には、個人宛に入場券(はがき)を郵送します。同世帯でも配達日時が異なる場合がありますのでご注意ください。入場券がなくても、選挙人名簿に登録されている人で、本人の確認が取れたら投票することができます。

が、確認作業などに時間がかかるため、入場券をご持参ください。

入場券には、期日前投票の際に必要な宣誓書を添付しています。

なお、投票日当日に投票する人は、宣誓書の記入は必要ありません。

◆ 選挙人名簿の縦覧

3月9日現在で、新たに選挙人名簿に登録された人について、次のとおり名簿の縦覧を行います。

なお、登録内容に異議がある人は、縦覧日に選挙管理委員会に対し、異議の申し出を行うことができます。

縦覧日 3月10日(木)

縦覧時間 午前8時30分～午後5時

縦覧場所 選挙管理委員会事務局
(千丁支所2階)

◆ 投票方法

投票日当日

記号式投票です。投票用紙には、候補者の氏名が印刷してあります。投票する候補者の氏名の上欄に、投票記載所に備え付けのスタンプで○をつけ、投票箱に入れてください。

2人以上の候補者や欄外に○をつけたり、×や文字などを書いたりすると無効となる場合があります。

期日前投票・不在者投票

自書式投票です。投票用紙に候補者1人の氏名を書いてください。2人以上の氏名や他のことを記入すると、投票が無効となる場合があります。

◆ 期日前投票

投票日に外出などの予定があり、投票

に行くことができない人は、期日前投票をご利用ください。
枳ノ俣地区公民館を除き、住所地による指定はありませんので、左表内のどの会場でも期日前投票ができます。

※市役所本庁舎には、期日前投票所はありません。

※宣誓書の提出が必要です。宣誓書は送付される入場券に添付してあります。また、各投票所にも設置し、市のホームページにも掲載しています。

※期日前投票を行う日に、20歳未満の人は投票方法が異なります。

	場所	受付期間	受付時間
期日前・不在者投票所	やつしろハーモニーホール	3月11日(金)～26日(土)	午前8時30分～午後8時
	千丁支所 第1会議室 (1階)		
	鏡支所 第1会議室 (1階)		
	坂本公民館 ロビー (1階)	3月11日(金)～26日(土)	午前8時30分～午後7時
	東陽支所 小会議室 (1階)		
	振興センターいづみ 特産品研究室 (2階)		
期日前投票所	南部市民センター 会議室 (1階)	3月19日(土)～26日(土)	午前8時30分～午後5時
	振興センター五家荘 多目的室 (1階)	3月24日(木)～26日(土)	午前8時30分～午後5時
	枳ノ俣地区公民館 ※枳之俣(坂本町)にお住まいの人のみ	3月26日(土)	午前9時～11時

投票時間が異なる投票所

次の投票区では、終了時間を繰り上げます。詳しくは入場券をご確認ください。

旧八代 ※新規
第19・36・41～44
投票区
午後6時まで

東陽町
全投票区
午後6時まで

泉町
第87～90投票区
午後6時まで
第91～93投票区
午後4時まで

坂本町
第45～56・58～61投票区
午後6時まで
第57・62投票区
午後4時まで

投票所の変更

次の投票区は、投票所が変更になります。詳しくは入場券をご確認ください。

※前回：平成27年4月12日熊本県議会議員選挙

第20投票区
(前回) わらび保育園
(今回) 北部コミュニティセンター

第36投票区
(前回) 旧宮地東小学校
(今回) 宮地東公民館

第40投票区
(前回) 日奈久ゆめ倉庫
(今回) 南部市民センター

第90投票区
(前回) 栗木保育園
(今回) 振興センターいづみ

病院・施設などに入院（入所）している人

病院や施設に入院（入所）している人は、その施設が「不在者投票施設」として指定を受けている場合、その施設内で投票することができます。

入院（入所）中の施設が不在者投票指定施設であるかは、施設に確認するか、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

市内の指定施設は次のとおりです。

八代市内 不在者投票指定施設		
熊本労災病院	市立病院	熊本総合病院
桜十字八代病院	敬仁病院	丸田病院
医師会立病院	ハピネスケア日南	向春苑
アメニティゆうりん	希望	かがみ苑
行楽園	保寿寮	あさひ園
みなみ園	ま心苑	偕老苑
すずらんの里	すずらんの杜	安寿の里
かんねさこ荘	千草寮	坂本の里一灯苑
キャッスル麦島		

※平成28年2月1日現在

点字投票制度

目が不自由な人が点字で投票する制度です。各投票所には、点字投票用の投票用紙と点字器を準備しています。投票所でお申し出ください。

代理投票制度

病气やけがなどで、1人で投票用紙に字が書けない人のための制度で、投票事務従事者の2人が立ち会って本人の代理で投票用紙に記入するものです。従事者は、投票の秘密を守ることになっていません。

投票用紙への記入が困難な人は、投票時にお申し出ください。

郵便等投票制度

これは、制度の適用を受けた人が自宅で投票用紙に記入し、郵便などで投票をする制度です。

適用を受けるには、郵便等投票証明書の交付申請を行う必要がありますので、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

対象者は次のとおりです。

身体障害者手帳を持つ人で

- ① 両下肢、体幹、移動機能の障がい程度が1級または2級の人
- ② 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい程度が1級または3級の人
- ③ 免疫、肝臓の障がい程度が1級から3級の人

戦傷病者手帳を持つ人で

- ① 両下肢、体幹の障がい程度が特別項症から第2項症の人
- ② 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい程度が特別項症から第3項症の人

介護保険被保険者証を持つ人で

- ① 要介護状態区分が要介護5の人

選挙公報

選挙公報は3月16日(水)以降に、郵送で各世帯に配付します。また、市役所や各支所、公民館などで受け取ることもできます。

※選挙公報は、熊本県選挙管理委員会のホームページにも掲載されます。

開票

日時 3月27日(日) 午後9時30分～
場所 市総合体育館 大アリーナ

【開票を参観する人へお願い】

- ・開票所周辺施設への無断駐車はご遠慮ください。
- ・開票を参観する人の駐車場は、市総合体育館南側駐車場です。午後9時から利用できます。

みんなで投票。みんなで参加。
あなたの一票大切に。



八代市明るい選挙推進協議会